

あなたの声を町政へ

去る10月14日、西澤議員、丸山光雄議員および町政対策委員長の松元たけし氏は、北川豊昭町長に下記の要望書を提出。29日に町から回答が届きました(回答は後ほど紹介します)。

要望書

「だれもが安心してくらせる甲良町」にするため、下記事項を実現していただきますよう要請します。これらは、私たちが実施したアンケートの返信など町民から寄せられた要望をもとに、当面する問題の解決が必要と考え、私たちの責任で整理したものです。

なお、要望事項に対する回答を今月29日までに書面に

てお願いします。あわせて本要望書に関し、近日中に町長と面談いたしたく存じますので日時の設定をよろしくお願いします。

【要望事項】

- 1、通学路の街路灯が長期間切れたままになっているため、早急に改善すること(図書館北側、東小から金屋信号、尼子神社から金田自動車＝現認した箇所)。
- 2、北落地先から道の駅に続く道路が約200メートルの間未舗装になっており、高齢者が押し車で道の駅まで通行するとき通行しにくく、転倒の危険があるので、早期に舗装整備すること。
- 3、必要な住宅用地をひろげるため、甲良町内の実情に即し、かつ農地を

適切に守る立場で見直しが必要です。地域・農家の願いが届くよう、農業振興地域整備計画の変更手続きについては変更の要望を受け付ける期間を適切に設定すること。

すでに身近な周辺が宅地に囲まれているような農地については、いわゆる青地の解除ができるよう県・国に働きかけること。

具体的な要望があった農地については、個別具体的に検討し、道理のかなったものについては、いわゆる青地の解除を行うよう県・国に働きかけること。少なくとも平成19年3月策定の「甲良国土利用計画」の「図2 土地利用構想図」に示された範囲内

アンケートをお寄せください

アンケートへのご協力に感謝いたします。集約の都合で、第一次は9月末で締め切りましたが、お手元にまだ用紙がございましたら、返信封筒をご利用くださればありがたいです。ある町民から「プレミアムにしても、ふるさと納税の問題にしる、後で批判するのではなく、計画段階でちゃんと議員は論議すべきや」などお叱りの電話を受けました。

の農振地解除の要望には 4、一般質問で問題になった
応えられるよう尽力を尽 「町民宅の汚水マス」を町有
くすこと。 地に設置した町の過ちにつ

不公平な事業運営の根本から反省を

去る10月30日、プレミアム商品券問題の「特別委員会」を代表して正副委員長が北川豊昭町長に提出した「プレミアム付き商品券交付事業に関わる質問状」全文は次の通りです。不公平な事業運営の根本的な改善が求められています。

第4回当特別委員会(10月28日)において真相解明のため、下記の通り責職に対し質問状を提出することを決定しました。

第3回当特別委員会では、町民に知らせたチラシの「お一人様2冊まで」と異なる「一人1回2冊」との回答が問題となりました。

会計室長は、委員長の質問に「1人1回2冊」と発言。それに対し産業課長は、「チラシの通り、1人2冊まで」と決まっていると回答。その後も、なお会計室長は、「1回2冊」の発言を繰り返しました。当特別委員会は「一人2冊まで」の制限を解除した理由として「売れ残っては困るので」との答弁を再確認しました。

(2面につづく)

甲良民報

2015年11月1日 653号
発行責任：日本共産党甲良町議員団
連絡：甲良町在土463(西澤)
Tel: 38-4949 Fax: 38-2242

みなさんのお声・願いをお待ちしています。

くらし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38 4949 丸山光雄 38 3123
日本共産党甲良町支部の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもご覧ください【「西澤伸明」で検索】

いて、謝罪の意思を明確に示し、当事者の意見に耳を傾け誠実に対応すること。

5、香良の湯のシルバーディ（毎金・65歳以上無料の日）について、入口に看板を表示するなど周知徹底をはかること。対象者にシルバーパス（証明書）を発行すること。

6、民有地の雑草を放置していることが問題になっており、中には窓も開けられない状態になっているところがあり、環境美化条例に則り、適切な管理を行うよう指導すること。

7、呉竹地先の一部に「かまぼこ型の歩道」となっているところがあり、自転車、押し車はもちろん歩行でも不安定なものです。早急に改善をはかられたい。

8、野焼きの苦情も多く聞かれます。燃えるごみの週2回収集を通年でい町行政の責任を明確に果たし、法の主旨に則って野焼きがなくなるよう丁寧に指導すること。剪定枝の燻炭化など土壌改

良材への活用や草・生ごみ等を堆肥化するなどの制度を創設すること。

9、地域おこし協力隊の任務と目的が達成できるよう支援を強化し、意見をよく聞き、その「夢」を阻んでいる「甲良町の改善すべき事項」を具体的に明らかにし、取り除くため誠実に対応すること。

10、字内の主要道路で狭いところにグリーンベルトなどを設置し、「歩行者が安心して通行できる道路帯」を確保すること。

11、交差点近くの植栽の背が高く、左右確認しづらい箇所があり、改善すること（尼子・永楽屋方面道路から北進して町道に入る交差点）。

12、ふとんなどの回収を休日にも搬入できるよう改善すること。

13、税等の滞納克服に関し、倒産・失業など法・条例に基づき減免できるケースについて減免制度があること自体をまず当事者に知らせ、町民全体にも制度の周知徹底

を行うこと。

14、県道敏満寺野口線の尼子交差点（セブンイレブン尼子店前）から出町までの歩道に自転車も安心して通行できるように「歩行者と自転車通行の共有路標識」の設置を滋賀県公安委員会に要請すること。

以上



尼子信号から出町に向かう歩道には歩行者・自転車の共有標識がない



尼子信号から呉竹に向かう歩道には歩行者・自転車の共有標識がある

これは、行政内部で町民への広報とは異なるルールを認識していたこととなります。現に、ある町民が、「1人2冊ですか」と尋ねた場合は「そうです。2冊までです。」と答え、ある町民には、「2冊以上必要なら、並び直して下さい」と担当職員が指示している事例などが報告されています。「1回2冊」となれば、回数の制限は設定されていないことから、大量購入が可能となります。

まさに町民に対してペテン的な方法で販売していたことになり、許すことはできません。

さらに、販売記録も記帳されず、何人の町民に施策が行き渡ったのかも不明で、事業効果の検証も不可能となります。特別委員会では、ずさんな行政姿勢が批判されています。

これらが重なって、町長、正副議長などが「1人2冊まで」の限度をこえて、60万円、100万円など大量に買ったとの疑惑の根拠となった可能性が高いと考えられます。

以上のことから、下記事項に対する見解をお答えください。

記

- 1、チラシには「お一人様2冊まで」とあるものを「1人1回2冊」としたことで、町民に不公平をもたらした経緯の釈明を求めます。
- 2、チラシとは異なる「1回2冊」に変更することの報告を受けましたか。
- 3、貴職が行政のトップでありながら、当事業の恩恵を受けることになる「大量購入」疑惑の対象に上がっています。真実を語ってください。

なお、書面での回答を議会事務局へ 11月2日 17時までにお願いします。

以上

「第5回特別委員会」

11月4日（水）午前10時開会

町役場2階会議室にて

第4回特別委員会で確認した質問項目に対する回答などを基に調査・協議します。